

受禪、

〔百練抄崇徳〕永治元年十二月七日、天皇讓位於皇太弟。○近衛

〔續世繼八重〕いまの女院藤原得子ときめかせ給て、このゑのみかどうみたてまつらせ給

へる、東宮にたてまつりて位ゆづりたてまつらせ給略中みかどの御やしなひと、れいなきとて、

皇太弟とぞ宣命にはのせられ侍ける、

〔愚管抄四〕さてうへへの御中あしきことは、崇徳院の位におはしましけるに、鳥羽院は長實中

納言が女を、ことに最愛におぼしめして、はじめには三位せさせておはしましけるおん腹に、を

のこみこ生れさせ給へるを、東宮にたて、崇徳の后には、法性寺殿藤原忠通のむすめまゐられた

る、皇嘉門院藤原聖子なり、その御子のよしにて、外祖の儀にて、よく、さたしまゐらせよと仰ら

れければ、ことに心に入て、誠の外祖のほしさに、さたしまゐらせけるに、その定にて讓位候べし

と申されければ、崇徳院はさるべしとて、永治元年十二月に、御讓位ありける、保延五年八月に、東

宮には立せ給にけり、其宣命に、皇太子ともあらんずらんと思召けるを、皇太弟とか、せられけ

る時には、いかにとまた崇徳院の御意趣にこもりけり、

〔玉藥〕承元四年十一月廿三日、子刻許、自大納言許造送云、今日關白參入出御前、大相國議定御讓位

御門事、可爲明後日廿五日之由被仰下了、聞此事悅涙數行、不知手舞足蹈也、廿四日、已刻許、著直

衣參東宮順徳、參御前、人々語云、明日多先可有行啓于押小路、其後可有此事也、件御所暫可爲内裏

明旦上皇渡御此御所、有御對面、其後可行啓也、人人多以參集如雲霞、數刻祇候、申刻許退出、廿五

日、是日天皇土御門讓國於皇太弟日也、

〔皇年代略記順徳〕正治二年四月十五日庚子、立太弟、承元四年十一月廿五日己酉、受禪、十四

〔歷代皇紀後深草〕正元元年十一月廿六日、禪位於皇太弟恒仁親王、龜山。